

第二管区海上保安本部公示第 2 2 号

水路業務法（昭和 2 5 年法律第 1 0 2 号）第 8 条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和 5 年 8 月 2 2 日

第二管区海上保安本部長

山 戸 義 勝（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所

宮城県仙台市太白区あすと長町 4 丁目 1 番 6 0 号

2 水路測量を実施する区域及び期間

イ 区 域 仙台湾南部海岸（付図に示すとおり）

ロ 期 間 令和 5 年 9 月 1 5 日から

令和 6 年 2 月 1 5 日までの内 4 日間

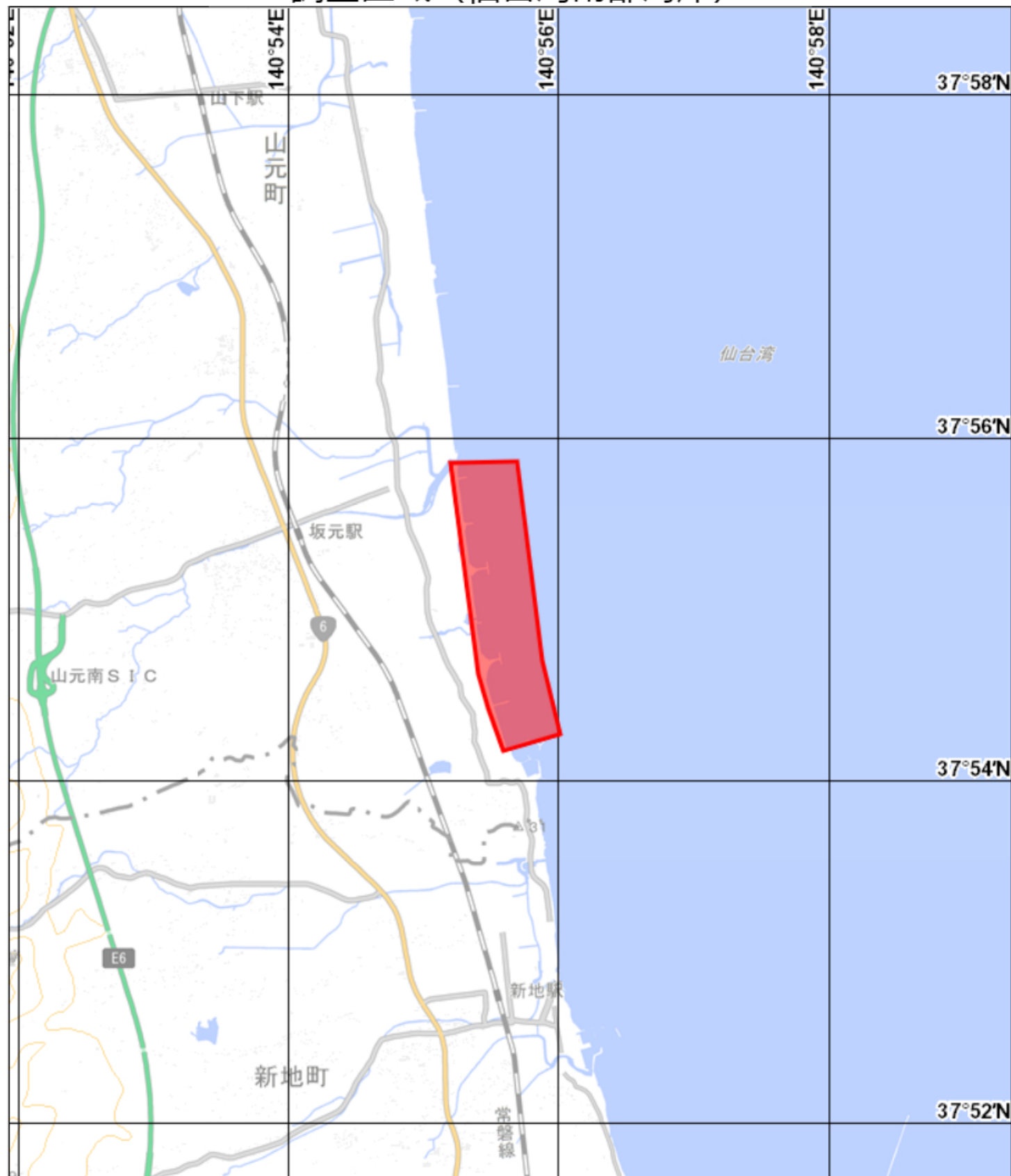
3 水路測量の実施方法

G P S による測位及び音響測深機による測深

4 航行船舶に対する安全措置

測量船は、水路業務法施行規則（昭和 2 5 年運輸省令第 5 5 号）第 6 条に定める標識を掲揚

調査区域（仙台湾南部海岸）



経緯度線